

健康保険 第三者の行為による傷病届

セメント商工健康保険組合 理事長殿

被保険者証の	記 号	番 号	被保険者 氏 名	(印)
事業所名	電話: ()			

次のとおり関係書類を添えてお届けいたします。

被害者・加害者	被害者	氏 名	生年 月 日	昭 令 平 年	月	日	続柄	
		住 所	電話: ()					
	第三者 (加害者)	氏 名						
		住 所	電話: ()					
		勤務先	名 称		事業内容 又は職業			
	所在地		電話: ()					
	加害者の住所・氏名 が判らないとき	その理由						
	第三者加入の 自動車保険	種 類	保 険 会 社	取 扱 担 当 者	証 券 番 号			
		自 賠 責		(電話)				
		任 意		(電話)				
損害賠償の 請 求	した (年 月 日) しない (理由)							
損害賠償請求権 の 放 棄	した (理由) しない							
示 談	成立している 年 月 日 成立していない							
事故内容	傷 病 名		発 生 年 月 日		年	月	日	
	発 生 場 所							
	事 故 発 生 時	工作中・通勤途上・私用外出中・その他 ()						
	種 類	自動車事故・バイク 事故・殴打・その他 () 自転車 刺傷						
	事 故 結 果	重傷・軽傷	過失の割合	自分に	割	相手に	割	
	警 察 へ の 届 出	届出済・届け出ていない(理由)						
	所 轄 署	()警察署 ()交番						

念 書

年 月 日 (事故発生場所) _____ において

(加害者名) _____ の不法行為により (被害者名) _____ の被った事故について、健康保険法による保険給付を受けた場合は、私が加害者等に対して有する損害賠償請求権を健康保険法第57条第1項の規定によって、健康保険組合が給付の価額の限度において取得行使し、かつ損害賠償金を受領すること、及び当該求償事務に必要な範囲で当該事案に関する私の医療情報や事実関係等に関する個人情報を利用し、また加害者、医療機関、損害保険会社等から取得し、かつ弁護士等委託先の他加害者及びその代理人、加害者が加入する損害保険会社、裁判所及び裁判外紛争解決機関、私の代理人その他関係者等に提供することについて異議ないこと、ここに書面をもって申し立てます。

なお、併せて次の事項を遵守することを誓約します。

1. 加害者と示談を行う場合は、必ず前もって貴職にその内容を申し出ること。
2. 加害者に白紙委任状を渡さないこと。
3. 加害者側から金品を受けたときは、受領年月日、内容金額(評価額)をもれなく、かつ遅滞なく貴職に届け出ること。
4. 自賠責保険に被害者請求する場合には、必ず前もって貴職にその内容を申し出ること。

健康保険法第57条
(損害賠償請求権)

- ① 保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額。次条第一項において同じ。）の限度において、保険給付を受ける権利を有する者（当該給付事由が被保険者の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。
- ② 前項の場合において、保険給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。

年 月 日

住 所:

氏 名:

⑨

セメント商工健康保険組合

理 事 長 殿

任意保険加入状況(相手方)

任意保険加入の有無	有無	契約期間	自	年	月	日
			至	年	月	日
保険加入証明 記号番号						
契約者	氏名					
	住所					
契約保険 会社	名称					
	所在地					
車の 保有者	氏名					
	住所					

求 償 先	所在地				
	名称				
	電話	担当者			

誓約書

※この誓約書は相手方が記入してください。

わたしは、 年 月 日 (事故発生場所) _____ において
(負傷者相手) _____ の被った保険事故に対し、負傷者が被った傷病の治療費等を、
一旦健康保険組合で立替えていただきたく、お願いいたします。

なお、立替えていただいた治療費等(治療費・傷病手当金・埋葬料等)は、健康保険組合から損害賠償の請求を受けたときは、私が負う法律上の賠償責任の限度(当方の過失相応分等)で、責任をもって健康保険組合に弁済することを誓約いたします。

健康保険法第57条
(損害賠償請求権)

- ① 保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額(当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額。次条第一項において同じ。)の限度額において、保険給付を受ける権利を有する者(当該給付事由が被保険者の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。)が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。
- ② 前項の場合において、保険給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。

年 月 日

住 所

氏 名

ⓑ

セメント商工健康保険組合

理 事 長 殿